

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六第一項第二号及び別表第三号17(1)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百五十三号（携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>一 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 陸上移動局の送信装置</p> <p>(1) 陸上移動局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）</p> <p>〔ア 略〕</p>	<p>一 〔同上〕</p> <p>1 〔同上〕</p> <p>(1) 〔同上〕</p> <p>〔ア 同上〕</p>
<p>(2) 基地局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）</p> <p>〔ア・イ 略〕</p> <p>ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの</p> <p>〔表略〕</p> <p>2 陸上移動中継局の送信装置</p> <p>(1) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）</p> <p>〔ア 略〕</p> <p>イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの</p>	<p>(2) 〔同上〕</p> <p>〔ア・イ 同上〕</p> <p>ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの</p> <p>〔表同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>(1) 〔同上〕</p> <p>〔ア 同上〕</p> <p>イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの</p>

〔表略〕

- (2) 基地局と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

〔ア・イ 略〕

ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七二〇MHzを超え一、七八五MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの

〔表略〕

二 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、送信周波数帯域内に二つについてはこの限りでない。

1 陸上移動局の送信装置

- (1) 陸上移動局対向器に係るもの

〔ア 略〕

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの

送信周波数帯域の端から二・五MHz及び七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする一MHz

の帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

- (2) 基地局対向器に係るもの

〔ア 略〕

イ 送信する電波の周波数が七二八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、七二〇MHzを超え一、七八五MHz

以下のもの

〔ア・イ 略〕

〔ウ 略〕

2 陸上移動中継局の送信装置

- (1) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの

〔ア 略〕

〔表同上〕

- (2) 〔同上〕

〔ア・イ 同上〕

ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの

〔表同上〕

二 〔同上〕

1 〔同上〕

- (1) 〔同上〕

〔ア 同上〕

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの

送信周波数帯域の端から二・五MHz及び七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする一MHz

の帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

- (2) 〔同上〕

〔ア 同上〕

イ 送信する電波の周波数が七二八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、七八

四・九MHz以下のもの

〔ア・イ 同上〕

〔ウ 同上〕

2 〔同上〕

- (1) 〔同上〕

〔ア 同上〕

<p>イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの</p> <p>送信周波数帯域の端から二・五MHz及び七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル低い値又は(二)七・二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>(2) 基地局と通信を行うもの</p> <p>「ア 略」</p> <p>イ 送信する電波の周波数が七二八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、七二〇MHzを超え一、七八五MHz以下のもの</p> <p>「(ア)・(イ) 略」</p> <p>「ウ 略」</p> <p>「三 略」</p>	<p>イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの</p> <p>送信周波数帯域の端から二・五MHz及び七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル低い値又は(二)七・二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>(2) 「同上」</p> <p>「ア 同上」</p> <p>イ 送信する電波の周波数が七二八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下のもの</p> <p>四・九MHz以下のもの</p> <p>「(ア)・(イ) 同上」</p> <p>「ウ 同上」</p> <p>「三 同上」</p>
--	--

備考 表中の「」の記載は注記である。